

水質汚濁「要監視項目」の項目追加案



中央環境審議会水環境部会の環境基準健康項目専門委員会は、人の健康保護に関する水質環境基準の見直し案を取りまとめました。新たに要監視項目として塩化ビニル、エピクロロヒドリン、1・4 - ジオキサン、マンガ、ウランの 5 物質を追加し、P - ジクロロベンゼンとアンチモンについては指針値を設定します。

今回の見直し案は、WHO が進めている飲料水水質ガイドラインの全面改定の状況や、昨年 5 月に厚生労働省が実施した水道法に基づく水質基準の見直しなど内外の動向に対応したものです。検討の対象としたのは環境基準項目(26 項目)、フタル酸ジエチルヘキシルなどを除いた要監視項目および WHO 飲料水水質ガイドライン対象物質であって現在改訂が進められている物質です。

検討の対象とした物質のうち、検出状況により塩化ビニル、エピクロロヒドリン、1・4 - ジオキサン、マンガ、ウランの 5 物質について要監視項目として位置付けるべきと判断しています。また、既定の要監視項目のうち P - ジクロロベンゼンとアンチモンについては指針値を改訂、もしくは新規に設定することが適当としています。

今後、同見直し案はパブリックコメントにかけられた後、環境大臣に答申される予定です。

資料: 2003 年 12 月 8 日付 化学工業日報

機器分析箇所 岡田 伸美

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

